

## 一宮西部地区かわまちづくり協議会 規約

### (目的)

第1条 木曽川河畔の活用方法を検討し、かわとまちが一体となり、魅力的な水辺空間の形成と、新たな人の流れと賑わいを創出するための「かわまちづくり基本計画」を策定するため、一宮西部地区かわまちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、かわまちづくり基本計画及び当該計画の策定について、必要な事項を協議する。

### (組織)

第3条 協議会組織は、別表1のとおりとする。

2 委員の追加等が必要な場合は、協議会で協議し、決定する。

3 協議会の円滑な運営のために、オブザーバーを設けるものとし、別表2のとおりとする。

### (会議)

第4条 協議会は、第5条に規定する事務局が招集する。

2 協議会は、必要に応じて委員及びオブザーバー以外の者を出席させ意見を聴くことができる。

### (事務局)

第5条 協議会の事務を行うため、事務局を一宮市まちづくり部公園緑地課に置く。

### (その他)

第6条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

### 付 則

この規約は、令和6年3月19日から施行する。

## 一宮西部地区かわまちづくり協議会 委員

## ■木曾川に関係する者

役 職	所 属 等	備 考
委 員	朝日連区町会長代表者	
委 員	大徳連区町会長代表者	
委 員	木曾川 BASE の会 代表	
委 員	TOKINTOKIN 代表	
委 員	ウッドデザインパーク株式会社 代表取締役	
委 員	尾張トライアスロンクラブ 事務局長 有限会社ポパイ サイクルショップポパイ店長	
委 員	(一社) 全国小型船舶教習所連合会 中部支部所属 一宮ボートスクール ゼネラルマネージャー	
委 員	木曾川水系イタセンバラ保護協議会 委員 一宮市活力創造部博物館管理課 課長	
委 員	一宮市まちづくり部参事(都市再生担当部長)	

## ■河川管理者（オブザーバー）

役 職	所 属 等	備 考
オブザーバー	国土交通省 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所 事業対策官	